

取扱区分：「公開」

令和6年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年11月11日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和 6 年第11回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年11月11日（月） 午前10時01分 ～午前11時12分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 18人

1番	林 俊 一	2番	歳 光 時 正
3番	野 村 邦 幸	4番	重 永 正 人
5番	佐 伯 伴 章	6番	笠 井 保 雄
7番	河 内 邦 雄	8番	藤 原 典 子
9番	佐 伯 信 治	10番	高 橋 恵
11番	秋 貞 啓 子	12番	藤 井 孝
13番	山 下 敏 彦	15番	市 川 進
16番	有 馬 俊 雅	17番	兼 重 智
18番	田 中 榮 作	19番	白 石 純 治

（2）欠席委員 1人

14番 瀧 山 美智子

（3）事務局職員 4人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	中 村 仁 紀
次長補佐	神 本 和 典	書 記	山 崎 絵 美

（4）関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課 長	菅 田 浩 司
産業振興部農業振興課 農政担当	本 多 和 也

（5）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第45号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(除外)に係る意見聴取について	2件
議案第46号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	11件
議案第47号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第48号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第49号	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について	1件

第3 報告事項

報告第81号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	11件
報告第82号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第83号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	2件
報告第84号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	7件
報告第85号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第86号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	20件
報告第87号	贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	2件
報告第88号	現況が農地でないことの証明等について	10件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、14番・瀧山美智子（たきやま みちこ）委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第11回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

16番・有馬俊雅委員、17番・兼重智委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

	議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について」を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。 神本次長補佐
神本次長補佐	1 ページの議案第45号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更のうち同条第3項に規定する農用地利用計画の変更について農用地区域から除外することの意見を求められたもので、1 議案2 件です。 1 件ごとに、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会の決定を行いたいと思います。
議長（山下会長）	それでは、議案第45号、番号1 番について、農業振興課より説明をお願いします。
菅田農業振興課長	菅田課長 それでは、議案第45号番号1 番の除外について、ご説明します。 本件は、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、植林を行い、林地として適切に管理したいとの申出です。 申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みであることを確認しております。 説明は以上です。
議長（山下会長）	続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。
19番白石委員	白石委員 19番の白石です。 去る10月17日に事務局職員、推進委員と私で現地確認をしましたのでご報告します。 申請地を農用地から別の用途に変更することの妥当性、土地改良

事業による規制には該当しない土地であること等については、市農業振興課の説明のとおりです。

申請地は、2 辺が農振農用地ではないことから区域内において農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、併せて効率的かつ安定的な農業経営に向けた農用地の利用集積に支障となる恐れはないと考えます。

更に、現地確認にて区域内の他の農地及び施設の機能に支障を及ぼす恐れもないと認められます。

なお、現状は草刈り等の手入れがなされておりました。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第45号、番号 1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第45号、番号 1 番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第45号、番号 1 番は、承認することに決定いたします。

続きまして、番号 2 番について農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

続きまして、議案第45号 2 番の除外ですが、1 番の事案と同じく、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、植林を行い、林地として適切に管理したいとの申出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要

議長（山下会長）

菅田農業振興課長

議長（山下会長）

件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みであることを確認しております。

説明は以上です。

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

市川委員

15番市川委員

15番市川です。

10月21日に事務局職員、推進委員と私の3人で現地確認をいたしました。

補足説明として、申請地は2辺が道路と山林であることから、区域内の農用地において農業上の効果的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、あわせて土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

更に、現地を確認しましたが区域内の他の農地又は施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと認められます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第45号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第45号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第45号、番号2番は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第45号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

次に、議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

2ページから4ページの議案第46号は、1議案11件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,726平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲受人からの申し出により譲り渡すものです。

譲受人は、以前より管理を任されており各種野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番田中委員

18番田中です。

去る10月18日に譲渡人、譲受人、事務局職員と私で現地確認をしました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと考えます。

よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が330平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢により管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により果樹や野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中村事務局次長

中村事務局次長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号2番について、補足説明をします。

10月24日に事務局職員2名、推進委員と私の4名で現地確認に行きました。

譲渡人は、高齢になり申請地の維持管理が難しくなったために譲受人に譲り渡すことにしました。

譲受人は、譲渡人からの申し出により野菜や果樹を栽培するために譲り受けることにしました。

申請地は、今も野菜が栽培されており、譲受人の土地にも接していて果樹等が植えられていることから問題はないと思われます。

電話による意思確認もできております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田5筆の面積が3,648平方メートル

の農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は地区外に居住し管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、認定農業者で農地の規模拡大のため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中村事務局次長

中村事務局次長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号3番について、補足説明をします。

10月24日に事務局職員2名、推進委員と私の4名で現地確認に行きました。

譲渡人は、地区外に居住しており申請地の維持管理ができないため譲受人に譲り渡すことにしました。

譲受人は、農地の規模拡大を考えており申請地が自宅の近くでもあり譲り受けることにしました。

現地を確認したところ、近年は耕作されておらず進入路は水路があるため、農地に進入するための設備を考えているとのことでした。

電話による意思確認もできており、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が231平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住し管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内です。

番号4について、補足説明をします。

10月23日に事務局職員と推進委員と私で現地調査をしました。

内容については。事務局で説明されたとおりです。

また 申請者と意思確認を行いました。

中村事務局次長

議長（山下会長）

7番河内委員

場所は、勝間市民センターから約500m北方面です。

申請地は譲受人が宅地を購入する土地に隣接する農地で、畑2筆の合計が231平方メートルの農地です。

現在、譲受人は市外に居住しているが住宅を建築し、居住後に夫婦で農業をしたいとのことでした。

新規就農者であるため近くに住んでいる妻の両親による指導を受けて畑として耕作するとのことでした。

また、農機具等は準備されておられます。

譲渡人は県外居住であり、数年間耕作してない遊休農地で今後耕作の予定はないので譲り渡すことにしました。

調査結果、項目のチェックリストにあっており問題ないと思います。

以上、調査報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が390平方メートルの

議長（山下会長）

中村事務局次長

農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により野菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番重永委員

4番重永です。

5番について、補足説明をします。

去る10月28日、事務局職員及び推進委員と私で現地確認を行いました。

また、申請人とは11月3日、電話で意思及び内容の確認を行いました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりです。

譲渡人は、高齢で農業を続けることが難しくなっており、後継者もいないことから譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は耕運機、草刈機等の農機具を所有しており、畑作をしています。

今回、譲渡人から申し出があり、申請地が自己所有地と隣接していることから譲り受けて野菜栽培をしたいとのことでした。

申請地の現況は畑となっており、葉物野菜等が作付けされておりました。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が543平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により水稻栽培をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番重永委員

4番重永です。

6 番について、補足説明をします。

去る10月28日、事務局職員、推進委員と一緒に現地確認を行いました。

また、申請人とは11月4日、申請人に電話で意思及び内容の確認を行いました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりです。

譲渡人は、高齢のため耕作や農地の管理ができなくなり、後継者もいないことから譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は田植え機、コンバイン、トラクター等の大型農機具を所有しており、これから家族で稲作を主体に規模を拡大する中で、近くに住む譲渡人から申請地を売却したいとの話があり、自宅から近いので譲り受けることにし、これまでどおりの稲作をしたいとのことでした。

申請地の現況は、防草シートが敷かれていました。

調査項目に従って調査いたしましたが無問題と思われます。

ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

議長（山下会長）

中村事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が374平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、以前より管理を任されており、今後もさつまいもや里芋等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番有馬委員

16番有馬です。

7番について、補足説明をします。

去る10月28日、事務局職員1名、推進委員1名、そして私の3名で現地を確認するとともに、譲渡人及び譲受人とは11月3日に自宅を訪問し意思確認をしました。

現地は譲受人の住居に隣接する農地で、野菜等が栽培され、きちんと管理されていきました。

譲受人は従前から当地を借り家庭菜園に勤しんでいることや、更には自宅に隣接することから、将来を考え譲り受けることにしたそうで、今後も野菜を栽培したいとのことでした。

譲渡人は高齢であり、今後も耕作する予定もないことから譲渡すことにしたとのことでした。

調査項目に従い調査しましたが、特に問題はないと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が329平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、現在の耕作地から近く水稻栽培をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る10月23日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

譲渡人及び譲受人には、同日、電話にて売買の意思を確認いたし

中村事務局次長

議長（山下会長）

ました。

申請地は、譲受人の自宅の敷地に接する、市道湯野中央線に面した農地で、耕作されなくなってから久しく、一部には防草シートが敷かれておりました。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

それでは、議案第46号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号9番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号9番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が278平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、自身が代表を務める法人のイベントに使用する野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの

中村事務局次長

議長（山下会長）

許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの
現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2 番歳光委員

歳光委員

2 番歳光です。

9 番について、補足説明をします。

この案件については一度ご報告をし、許可決定を行った農地であり、その後計画が白紙となり決定が取り消されましたが、今回次の計画がまとまり申請をされております。

この農地は、隣接する自宅を譲受人が代表である法人が贈与により所有権移転し法人の保養所として利用する予定であり、農地278平方メートルは社員の福祉の一環であるイベント用に使用するため、野菜を栽培していきたいということでした。

また、譲渡人は半年前まで耕作をしていたが家族が亡くなり一人では難しいため譲り渡すものです。

調査項目等に照らし合わせ調査を行いましたが無問題と思われます。

よろしくご審議の程お願いし報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号9番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号9番は、許可と決定いたします。

中村事務局次長

続きまして、議案第46号、番号10番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号10番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑1筆の面積が736平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は相続したが農業経験もなく管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により果樹等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番歳光です。

10番について、補足説明をします。

10月25日に事務局職員1名、推進委員1名と私の3名で現地において調査を行いました。

今回、田及び畑を贈与により所有権移転をするものです。

譲受人は現在も農地を所有しており、この土地にはウメ、カキ、ポポー等を植えて草刈管理もされておりますので全部効率利用要件を満たしており問題ないと思います。

譲渡人は市外に在住しており、土地の管理が出来ないため管理をしていただける方に所有権を変更するものです。

田は、現在草刈等しておられる様であります但荒れた状態にも見

受けられます。

また、畑も草刈り管理等はされておりますが同じく荒れた状態ではあります。

この土地にブルーベリー、一部野菜を耕作するとの事であり調査項目に照らしても問題ないと思われます。

よろしくご審議の程お願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号10番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号10番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号10番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第46号、番号11番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号11番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が1,732平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は相続したが農業経験もなく管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により果樹等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

議長（山下会長）

中村事務局次長

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの
現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2 番歳光委員

2 番歳光です。

11番について、補足説明をします。

10月25日に事務局職員1名、推進委員1名と私の3名で現地において調査を行いました。

譲渡人は現在旧熊毛町内に居住し、現地から6キロメートル前後のところに住んでおり農業から離れており、現在は荒廃している農地も多く今回贈与による所有権移転を考えておられます。

また、譲受人は農地を少し持っておられ、今回贈与による所有権移転をし、畑として利用する案件として協議の結果、田1,135平方メートルには野菜等、田243平方メートルは河川工事後の土が入っているためブルーベリー等、田354平方メートルにもブルーベリー等を植えることにしました。

小面積の農地が多く現在も荒廃している所もあり、先に申しましたブルーベリー等を植えるということでもあります。

調査項目に従い調査を行いましたが無問題と思われます。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号11番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号11番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号11番は、許可と決定い

たします。

次に、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

5ページの議案第47号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、農作業用駐車場への転用申請ですが、1,424平方メートルの内の317.89平方メートルが平成6年10月に転用されており、この無断転用の部分について追認をするか否かの事案となります。

申請地は、周南市湯野支所から南西へ約800メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請人は、農作業等で利用するために、駐車場を整備したとのこと。

本事案は、顛末書が添付されています。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのこと。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る10月23日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

申請人には、同日、電話にて転用の状況及び利用の状況を確認い

たしました。

申請地は、申請人の自宅及び農業用倉庫に隣接する地区の自治会館の前に農道を挟んで位置します。

1筆の土地が3段になっており、その一番上の段になります。

一部には庭木が植えられ、申請人が使う重機が置いてありましたが、水稻の苗箱を並べる場所や、自治会館の駐車場として利用しているとのことでした。

今回の申請は、無断転用を追認しようとするものですが、立地基準及び一般基準に照らして特に問題ないと考えます。

以上です。

それでは、議案第47号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第47号、番号1番は、許可と決定いたします

次に、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

6ページから7ページの議案第48号は、1議案7件です。

番号1番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積445.67平方メートル、パネル枚数172枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

神本次長補佐

譲渡人は、高齢となり、後継者もなく、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南西へ約390メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号1番について補足説明をいたします。

9月25日に事務局職員と推進委員と私の4名で現地の確認に行きました。

譲受人は、再生エネルギーである太陽光発電の設備を設置する土地を探しており、申請地が適していることから譲り受けることにしました。

申請地は、近年は耕作されている様子がなく周囲に影響が出るようには見受けられません。

電話による意思確認もできており、特に問題ないと思います。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第48号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号1番は、許可と決定いたします

続きまして、議案第48号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積392.72平方メートル、パネル枚数150枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もなく、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南東へ約340メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから14ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

議長（山下会長）

神本次長補佐

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号2番について補足説明をいたします。

10月24日に事務局職員と推進委員と私の4名で現地の確認に行きました。

現地は、近年に耕作された様子はありませんでした。

譲渡人は高齢となり、後継者や担い手もおらず申請地の維持管理が困難となっていました。

譲受人は、太陽光発電設備の設置を考えており申請地を譲り受けることにしました。

電話による意思確認もしております。

周囲の土地に影響を受ける様子はなく、特に問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第48号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

譲受人は、自己用住宅を建設するため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は、現在耕作していないので、譲受人の申出に応じることとしたものです。

申請地は、周南市戸田支所から南へ約620メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の15ページから19ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号3番について補足説明をいたします。

10月24日に事務局職員と推進委員と私の4名で現地の確認に行きました。

現地は、今年度は水稻の作付がされていました。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいと譲渡人2名に申し出たところ、双方の話し合いが整い、譲受人に譲り渡すことにしました。

電話による意思確認もできており、特に問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第48号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

譲受人は、申請地を無償で譲り受け、コンクリート二次製品の置場として450平方メートル、車両置場として100平方メートルを擁する資材置場を整備しようとするものです。

譲受人は、自身が代表を務める建設会社が使用している既存の資材置場が隣接地にあります。事業拡張に伴い、新たな資材置場が必要であるとのこと。

譲渡人は、農地としての利用計画もなく、荒廃させるよりは必要とする人に有効利用してもらいたいという思いから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、大河内駅から北東へ約650メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の20ページから24ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

神本次長補佐

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、申請地の工事完了後は、資材置場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番河内です。

番号4番について、補足説明をします。

10月23日に事務局職員と推進委員と私で現場調査をしました。

申請者とは、後日連絡し確認しました。

内容については、事務局で説明されたとおりです。

場所は、J R大河内駅から北東に約650メートルです。

面積は田1,797平方メートルで自己管理の遊休農地です。

譲受人は、事業拡張に伴い隣接する資材置き場が手狭となり拡張したいので譲り受けたいと思っておりました。

譲渡人は遠隔地であり農地として利用計画もなく有効利用してもらえらるなら協力をしたいとのことでした。

詳細は参考資料が添付されていますが、約2メートルを埋め立ててコンクリート二次製品及び車両の置場とするものです。

調査結果 項目のチェックリストにあっており問題ないと思います。

以上調査報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第48号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号5番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積366.33平方メートル、パネル枚数144枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市勝間市民センターから北西へ約320メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の25ページから28ページのとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内です。

番号5番について、補足説明をします。

神本次長補佐

議長（山下会長）

7番河内委員

議長（山下会長）

9月26日に事務局職員と推進委員と私で現地調査をしました。

申請者とは、後日意思確認しました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

事業内容は太陽光発電設備の設置です。

場所は勝間市民センターから北西に約320メートルで、面積は1,223平方メートルの田で自己管理の遊休農地です。

譲受人は太陽光発電事業者で適地を探していたところ、周辺に高い建物がなく日当たりも良いための適地であり、譲り受けたいと思っておりました。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが高齢となり維持管理することが困難であることから譲受人の申し出に応じることにされました。

設置内容は、参考資料が添付されていますがパネル144枚、出力49.5キロワットです。

また、近くに太陽光発電の設備が2箇所設置されております。

調査結果、項目のチェックリストにあっており問題ないと思います。

以上、調査報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第48号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号5番は、許可と決定いたします。

神本次長補佐

続きまして、議案第48号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号6番についてご説明いたします。

譲受人は、住宅の需要が見込まれることから、宅地造成をするため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は、遠隔地に居住しており、管理が困難なため、譲受人の申出に応じることとしたものです。

申請地は、高水駅から南西へ約140メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の29ページから32ページのとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番笠井です。

番号6番について、補足説明をします。

去る10月24日、事務局職員、推進委員と私の3人で現地確認をし、申請者にも後日電話にて確認しました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地はJR岩徳線の高水駅に近い農地で、現状は雑草を刈った状態でした。

この農地は親から相続した土地とのことでした。

譲渡人は農業に従事しておらず遠隔地に居住しており、休耕されていますが年数回草刈りを行い維持管理されていました。

しかし、ご自身では農地を維持していくことが難しいことから売買に応じることにしたとのことでした。

譲受人は申請地が高水駅に近く交通の便もよく、住みやすい環境であり、公共下水道なども通っていることから、住宅としての需要も見込まれるため、宅地造成を計画するとのことでした。

水路などに関し、周辺の農地への影響は問題ないと考えます。

その他調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

それでは、議案第48号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号7番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積427.39平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水駅から北西へ約980メートルに位置し、所在、地目、

議長（山下会長）

神本次長補佐

地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の33ページから37ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井委員

6 番笠井です。

番号7番について、補足説明をします。

去る10月24日、事務局、推進委員と私の3人で現地確認をし、申請者にも後日電話して意思確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地は国道2号線 熊毛原交差点から八代方面へ向かう途中にある農地です。

現況は申請地の周囲は太陽光発電施設に囲まれており、長く休耕されていたため、背丈くらいの雑草が繁茂していました。

譲渡人は長く休耕しており管理も困難となったため、譲り渡したいと考えていたところ、譲受人から譲渡の相談を受け譲り渡すこととしたとのことでした。

譲受人は、太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく、用地を探していたところ、譲渡人の所有する土地が適していたため、申請地から譲り受け太陽光発電事業を行うとのことでした。

水路などに関して、周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し了解を得たとのことです。

その他調査項目に従って、調査しましたが問題ないと思われます。

議長（山下会長）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第48号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの議案第49号は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見（案）として、別紙の「令和7年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見書」をまとめましたので、本意見を周南市長へ提出することにつきまして、ご審議を求めるものです。

意見書を作成するに当たって、委員の皆様には、8月の委員全員協議会で、市への施策の改善意見等の提出をお願いし、農地利用最適化推進委員の皆様にも、郵送にてご意見等の提出をお願いいたしました。

その結果、5名の方からご意見をいただきました。

また、6月には同様に、山口県農業会議が実施する農地等利用適正化推進施策の改善に関する意見の取りまとめに対応して、国・県への施策の改善意見等の提出をお願いしましたが、4名の方からご

意見等をいただきました。

これらの意見等は、今回まとめた意見の中に反映させていただきました。

意見の全体の構成は、1「担い手への農地利用の集積・集約化」、2「遊休農地の発生防止・解消」、3「新規参入の促進」、4「その他」に分類し、それぞれに数項目の意見を掲げ、全体では14項目の意見としております。

なお、市長への提出は、11月20日を予定しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第49号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第49号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第49号は、承認することに決定し、市長へ意見を提出いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第81号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページから13ページの報告第81号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は11件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第81号を終わります。

続きまして、報告第82号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第82号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第82号を終わります。

続きまして、報告第83号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第83号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は2件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第83号を終わります。

続きまして、報告第 84 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから17ページの報告第84号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第84号を終わります。

続きまして、報告第85号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページの報告第85号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1 件です。

農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第85号を終わります。

続きまして、報告第86号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

19ページの報告第86号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった20件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第86号を終わります

続きまして、報告第87号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

21ページの報告第87号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は2件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第87号を終わります。

続きまして、報告第88号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

22ページから24ページの報告第88号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は10件です。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第88号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和 6 年第11回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前 11 時 12 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年11月11日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 有 馬 俊 雅

署名委員 兼 重 智